

第一章 中東和平プロセスの危機とイスラエル政治

立山良司

1. はじめに

2001年12月以降、中東和平プロセスはきわめて危機的な状況に陥っている。12月初めにエルサレムなどで発生した連続自爆テロ事件、入植者襲撃事件などを受け、イスラエル政府はパレスチナ自治政府（以下「PA」と略述）を「テロ支援体制」と認定するとともに、PLO（パレスチナ解放機構）のアラファト議長（自治政府長官）との関係断絶を決定した。さらに2002年1月に入り、イランからガザに武器を密輸しようとしていたとしてPAが関係している貨物船が紅海でイスラエル海軍によって摘発される事件が発生すると、いったんは沈静化に向かっていた双方の報復合戦は再びエスカレートした。

こうした状況に対しブッシュ米政権は2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、それまでの「不関与政策」を改め、新しい提案を出すなど、積極的な関与の姿勢を見せた。しかし、基本的にはとりあえずの停戦成立を最大の目標としているため、突破口を開けないでいる。加えて、PAのテロ対策は不十分という認識から、イスラエル政府の力による政策を容認し、アラブ側の反発を招いている。

これほどまでに和平プロセスが行き詰まった背景には、イスラエルのシャロン政権の和平プロセスへの消極的な姿勢や、インティファダによって生まれた危機を政治的に利用しようとしたアラファト議長の対応など、イスラエル、パレスチナ双方の基本的な問題点がある。さらにパレスチナ人の非常に強いフラストレーションと、安全保障問題に関する双方の認識のずれが引き起こした安全保障レジーム構築の失敗がある。以下では、まず危機が深化した過程を概観する。次いで安全保障レジームの構築に失敗した要因とそのもたらした意味を検討する。さらにシャロン首相をはじめとするイスラエル側のアラファト体制に対する認識を取り上げ、それが危機の深化にどのような影響を及ぼしているかを考察する。

2. 危機の深化

(1) インティファダと和平交渉

イスラエル・パレスチナ間の中東和平プロセスが危機へと突き進んだ直接の契機は、2000年9月末、当時は野党だったリクード党首のシャロンがエルサレム旧市街地の「ハラーム・アッシャリーフ」（「高貴な聖域」、ユダヤ側の呼称は「神殿の丘」）に「視察」と称して立

ち入ったことだった。これに反発したパレスチナ人とイスラエルの治安部隊との間で衝突が始まり、全面的な対決へと発展した。この武力対立は通常「アル・アクサ・インティファダ」と呼ばれているが、1987年に始まったいわゆる「第1次インティファダ」が大衆的な抵抗運動を指していたことに對し、2000年9月末以降の事態はイスラエル軍と、パレスチナ側の治安組織を含む武装組織・集団との対立が中心であり、大衆的な状況はそれほど顕著には見られない。特にエルサレム南郊ギロ周辺での銃撃戦やガザ地区でのユダヤ人入植地に対する迫撃砲による攻撃など、軍事的な衝突が大きな特徴となっている。それ故、「インティファダ」という用語を使うことの問題点も指摘されている（注1）。

しかし、この時期、対立だけが続いていただけではない。アル・アクサ・インティファダが始まる前の2000年7月には、米大統領山荘キャンプ・デービッドでイスラエル首相バラクとアラファトとの直接交渉が行われた。その後もイスラエルとパレスチナとの間では米大統領クリントンの仲介工作により、ワシントンなどで実務者レベルによる断続的な交渉があった。さらに2001年1月末、エジプト領タバで米国抜きでの交渉が行われた。その間の経緯については本報告書の第 4 章（林真由美論文）に詳しい。これらの交渉は結局、何の合意ももたらさなかったが、領土問題やエルサレム問題などでかなり突っ込んだ協議が行われたことは間違いない。

タバ交渉直後の2001年2月6日に行われた首相選挙で、シャロンが62.4%を得票し、バラクの37.6%に大きな差をつけて当選した。シャロンがこれほどの差で勝利した最大の理由は、やはりアル・アクサ・インティファダへのバラクの対応が不十分と考えたイスラエル国民が、より断固とした治安対策を期待してシャロンに投票したためであろう。しかし、同時に国民の間にしらけムードがあったことは否定できない。イスラエルでは伝統的に国民の政治参加の意欲が高く、投票率は毎回80%前後を記録しているが、この選挙では62%と史上最低だった。結局、相当数の有権者はバラクに批判的だったが、かといってタカ派のシャロンを支持する気にはなれず棄権したと考えられる。

（2）シャロン政権の対決姿勢とブッシュ政権の「不関与政策」

シャロン内閣は3月初め、正式に発足した。動向が注目されていた労働党は、元首相ペレス（シャロン内閣で外相に就任）らの強い主張により連立に参加し、11年ぶりに労働党とリクードが連立するいわゆる「大連立」となった。シャロンはクネセトでの就任演説で、パレスチナやシリア、レバノンとの和平達成に努力すると述べた。しかしその一方で、イスラエル国民の安全確保とテロとの戦いを最優先するとし、パレスチナ側がテロと暴力を

停止しない限り、和平交渉を進めることは出来ないとの従来の立場を繰り返した。この立場は新政権の政策ガイドラインでも強調された。加えて政策ガイドラインは、①もう一方の当事者がこれを遵守することを条件に、過去クネセト（イスラエル国会）が承認した和平合意を尊重、②妥協を伴う暫定合意によるパレスチナ人との和平促進、③入植地の質的向上に努力、などが盛り込まれていた。

こうした対決姿勢を背景にシャロン政権成立以降、イスラエル軍によるパレスチナ自治区への攻撃や進攻、パレスチナ人活動家を標的とするいわゆる「暗殺作戦」が頻度、規模ともに拡大し、双方の間の暴力の連鎖がスパイラル的にエスカレートした重大な要因となっている。例えば2001年10月にイスラエル観光相レハバム・ゼエビがエルサレムのホテルで暗殺されたが、閣僚を含めイスラエルの現職閣僚がパレスチナ人によって暗殺されたのは初めてで、イスラエル社会に大きな衝撃を与えた。これに関しPFLP（パレスチナ解放人民戦線）は同年8月にアブー・アリー・ムスタファ同戦線議長がイスラエルによる暗殺作戦で殺害されたことに対する報復であるとの犯行声明を事件後に出し、双方とも報復合戦の悪循環に陥っている。

一方、アル・アクサ・インティファーダに関する米国主導の国際調査委員会（委員長：ジョージ・ミッチェル元米上院議員）は2001年4月末に、報告書（いわゆるミッチェル報告）をブッシュ大統領らに提出した。同報告は①双方による暴力の即時停止と治安協力の開始、②一定の「冷却期間」を設け、その間、パレスチナ自治政府によるテロ防止のためのあらゆる努力や、イスラエルによる入植活動完全停止などの信頼醸成措置をとる、③和平交渉の再開、などの点が中核となっている。このミッチェル報告を受け、ブッシュ政権は6月にテネットCIA（中央情報部）長官を現地に派遣し、停戦案を提示した。これに基づきイスラエルとパレスチナ双方は停戦に合意したが、すぐに武力衝突が再開し、ミッチェル報告書は棚上げされたままになってしまった。いずれにしても、同時多発テロ事件が発生するまで、ブッシュ政権の中東和平問題に対する姿勢は「不関与政策」と呼ばれたように、かなり消極的な対応に終始していた。

（3）同時多発テロ事件のインパクトと対立の激化

しかし、9月11日の同時多発テロ事件を契機に、ブッシュ政権はパレスチナ問題に対し積極的に発言し、関与するようになった。2001年10月初めには、ブッシュが初めて公式にパレスチナ国家の樹立を前提とした和平の必要性に触れた。次いで11月の国連総会演説では「安全で承認された国境内で、イスラエルとパレスチナという二つの国家が平和に共存

する日が来るよう、我々は努力している」と述べ、二国家解決構想に基づく和平実現への意欲を示した。さらに11月19日、パウエル国務長官が新しい和平イニシアティブを発表した。その主要な点は以下の通りである。

- ①イスラエルとパレスチナの二国家が安全で承認された国境内で隣国として共存するという構想に基づいた和平。
- ②米国はこうした和平達成のために関与し続ける。
- ③暴力とテロの即座の停止。そのためのパレスチナ指導部による100パーセントの努力。
- ④イスラエルは安保理決議242と338に盛り込まれた原則に基づいて占領を終え、存在可能なパレスチナ国家を受け入れる。
- ⑤エルサレム及びパレスチナ難民問題は両当事者間の交渉で解決する。

その上で、パウエル長官はバーンズ中東特使（近東担当国務次官補）に加え、アントニー・ジニ海兵隊退役将軍（元中央軍司令官）を新たに長官顧問に任命し、現地でミッチェル報告とテネット案による停戦実現の工作に当らせた。

しかし、その後の状況は米国の仲介工作をすべて無効にするほどのテンポで進んでいる。特に2002年1月以降、武器密輸問題に関しブッシュ政権もアラファトに「明確な説明」を求め、「テロ対策が不十分」としてP Aとの関係見直しも示唆している。

3. 「平和」と「安全」

(1) 和平プロセスと安全保障・治安措置

オスロ合意に基づく和平プロセスの最も重要な要素の一つは、安全保障及び治安に関するものだ。双方の公共の秩序と安全が確保されれば、相互の信頼醸成が促進され、和平プロセスに対する支持をさらに拡大するという前提があった。それ故、オスロ合意を始めとするイスラエル・パレスチナ間の一連の合意においては、安全保障・治安措置に関しさまざまな取り決めがなされている。オスロ合意では「強力なパレスチナ警察の創設」が盛り込まれ、安全保障・治安面での合同調整・協力委員会の設置が決められた。翌94年5月に結ばれたカイロ協定（注2）には再度、パレスチナ警察の創設や安全保障・治安協力のためのメカニズムが盛り込まれている。さらに95年5月に調印された自治拡大合意（注3）とその付属文書は、安全保障・治安措置や協力のあり方を詳細に規定している。

また、和平交渉が行き詰まり始めた90年代後半に入ると、安全保障・治安問題に関し米

国の関与が公式に規定され始めた。98年のワイ合意では「テロリスト組織を排除する」ための米国・パレスチナ合同委員会が2週間に1回開催されることが決められた。

こうした合意に基づき、イスラエルとPAの間では安全保障・治安協力のための会合がたびたび開催され、部分的には双方の合同パトロールなどが実施された。また、米国の関与が正式になって以降、CIAのテルアビブ支局長や、場合によってはCIA長官がイスラエル・パレスチナ合同委員会に同席し、治安協力を支援するケースもかなり見られた。こうした努力にもかかわらず、安全保障・治安面での協力はほとんど成果をあげず、むしろ武力対立のエスカレートが相互の不信感をさらに拡大するという悪循環に陥ってしまった。安全保障・治安協力はなぜ、当初期待されたような成果をもたらすことができなかったのだろうか。

(2) 「安全」の概念の非対称性

最も大きな原因と考えられるのは、双方の「安全」や「平和」の概念に大きな開きがあったことである。

イスラエルの概念に関しては、テルアビブ大学のジャフィー戦略研究所の副所長を務めたこともあるヨセフ・アルファーの議論が参考になる(注4)。アルファーによれば、パレスチナとの和平でイスラエルが求めている「安全」とは以下を意味している。

- ①西岸、ガザにおいてイスラエルが譲歩した領土からイスラエルに対し行われる軍事的攻撃の脅威を除去する。
- ②東部からの攻撃に対する抑止力および早期警戒の改善。
- ③イスラエル国内及び離散ユダヤ人に対するテロの脅威の減少。
- ④アラブ・イスラエル間での戦争発生の危険性の減少。

結局、イスラエルのユダヤ人が「平和」に求めている「安全」は三つのレベルからなっている。大量破壊兵器による攻撃からの安全、周辺アラブ諸国との通常兵器による戦争からの安全、そして日常生活レベルでの安全である。最後の日常生活レベルでの安全は、「テロ」がなくなるという意味で、パレスチナ人との関係に直接結びついている。それ故、イスラエルの各政権は各種レベルでの安全が確保されるならば領土的な妥協を行う用意があるという基本姿勢をとってきた。換言すれば、パレスチナ側による対テロ対策の実行とその効果の度合いに応じて、領土をパレスチナ側に引き渡すというものであり、「領土と平和

との交換 (Land for Peace)」ではなく「領土と安全との交換 (Land for Security)」といわれる所以である。

一方、パレスチナ側の「平和」ないし「安全」の概念について、和平交渉のパレスチナ代表団員や顧問を務めたことがあるアフマド・ハリディは次のような点を指摘している (注5)。

- ①パレスチナ人の存在に対する脅威がなくなるような包括的な新しいレジームの樹立。
- ②軍事占領、外部からの支配、および侵略の脅威から解放される将来的な安全の確保。
- ③イスラエルの軍事占領およびパレスチナ人の土地に対する植民活動の完全な停止。
- ④パレスチナの地におけるパレスチナ人のエンティティの樹立。

ハリディの議論から明らかなことは、パレスチナ側の基本姿勢はあくまで占領状態の終結であり、入植活動の停止であり、パレスチナ国家の樹立だ。それ故、パレスチナ側は和平交渉を続けると同時に、占領の終焉とパレスチナ国家樹立という最終目標に向けた「解放闘争」を継続してきた。この「解放闘争」には当然、武力闘争も含まれる。実際、アラファトは暫定自治開始から約半年後の95年初めにも「エルサレムを首都とするパレスチナ国家が樹立されるまで革命は続く。(中略)我々は解放と平和のための闘いを行ってきたと同様、パレスチナ国家樹立のために闘う」と演説している。このように「闘争継続」を訴える姿勢は、アラファトや現指導部に対する支持を動員する上で一定の効果をあげているものの、他方では「テロとの闘いが十分ではない」という批判を招く原因となっている。

(3) 安全保障レジーム構築の失敗

ロバート・ジャービスによれば、安全保障レジームとは「諸国家が他国もまた相互主義的な行動をとるであろうとの確信に基づき、自らの行動を制限することを受け入れるような原則、規則、および規範」であり、「短期的な自己利益を追求することに留まらない協力形態」とされている。こうした安全保障レジームが成立するための条件としてジャービスは4点を指摘しているが、その一つは「各アクターが安全保障面での相互協力を期待している価値を他のアクターも共有していると信じていること」というものである。

アラブ・イスラエル紛争に関し安全保障レジームが効果的な役割を果たした例は、シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の各種の安全保障措置や、イスラエル・シリア間のゴラン高原での国連平和維持活動に関係したレジームで、いずれも73年の第3次中東戦争

後に構築されたものだ（注6）。ジャンス・G・シュテインは中東におけるこの二つの成功例を検討した上で、安全保障レジームは紛争管理の領域で効果的な役割を果し得るとしながらも、当事者間で原則や規範が共有されていることの重要性を強調している。いずれにしても、この二つの成功例はいずれも国家と国家との間に作られた安全保障レジームであり、その意味で領土や国境、主権など共通の属性を持っている。それ故、「平和」や「安全」の概念にも一定の共通性があったと考えられる。加えて、70年代以降のアラブ諸国の多くは、ポール・ノーブルが指摘しているように、イスラエルとの紛争に関し「名誉ある解決」を指向するようになっていた。それは、アラブ諸国の間に生まれてきた新しい現実主義を反映したものであり、第2次世界大戦後に形成された中東の新しい秩序が国家の枠組みを含めかなりの政治勢力に一定程度、受け入れられたことを意味していた。それ故、安全保障レジームを構築・発展させる前提条件となる相互関係や地域秩序などに関する原則や規則、規範を共有していたといえるだろうし、そのレジームを発展させるインセンティブを持っていたと考えられる。

さらにこの二つの成功例に関するもう一つの特徴は、米国が仲介者として大きな役割を果たしたことである。周知のように第3次中東戦争後のエジプト・イスラエル、イスラエル・シリア間の兵力引き離し協定などはキッシンジャーがまとめたものであり、米国が協定の成立から履行、維持にまで深く関わっていた。安全保障協力の実現がきわめて難しいとされる大きな要因の一つは、当事者が相手による「裏切り」の恐怖を絶えず抱えていることだ。それ故、米国が「保証者」としての役割を果たすことで、「裏切り」に対する恐怖が一定程度解消されたのである。

一方、イスラエル・パレスチナ間においてこうした前提条件が存在しているとはいえない。もちろんすでに見たように、オスロ合意以降の各種合意ではさまざまな安全保障・治安協力の体制作りが試みられた。また、米国も仲介者、さらに場合によっては保証者として合意に参加している。こうした試みは安全保障レジームを構築する試みだった。しかし、「平和」や「安全」の概念が異なっていた故に、安全保障レジームを構築するための前提条件である原則や規則、規範はほとんど共有されていなかったといえよう。そしてそれは何よりも、両者の関係が国家と非国家という非対称的な構造に規定されていたためである。つまりイスラエルは国家としての安全（領土や体制、国民の安全）を確保することを和平プロセスに期待したのに対し、国家樹立を目指しているパレスチナ側は占領からの脱却と領土回復をまず安全の前提としているのである。

4. イスラエルのアラファト体制に関する認識

(1) アラファト体制との断絶

2001年12月以降、イスラエル政府はP Aおよびアラファトに対する姿勢を大幅に転換した。12月3日にはファタハの下部組織であるタンジームとフォース17をテロ組織と認定するとともに、P A自体を「テロ支援体制」と宣言した。さらに同13日、イスラエル政府は安全保障閣議で「アラファト議長はテロ攻撃に直接的な責任を負っている」と断定し、彼との関係断絶を決定した。この際、シャロンは「我々からすれば、もはやアラファト議長は存在しない」と発言したという。同閣議は加えて、イスラエル軍が西岸・ガザの都市部において、パレスチナ人の逮捕や武器押収のための直接的な軍事作戦を行うことを決定している。さらに2002年1月初め、イスラエル軍によってイランからの武器を積んでいたとされる貨物船が摘発されると、シャロンは「P Aは国際テロのネットワークの主要なプレーヤーである」として、P Aとの関係見直しを示唆した。この間、アラファトは西岸のラマッラーに閉じ込められたままの状態になっている。

一連の決定の中で、イスラエル政府は「アラファト自身に危害を加える決定をしたわけではない」（メイール・シートリット司法相）と、アラファトの追放や殺害、さらにP Aの崩壊を計画していないことを強調している。しかし、イスラエル政府の右派閣僚には「テロの温床となっている（P A）体制を崩壊させなければならない」（リモール・リブナット教育相）、「アラファト体制を掃討しなければならない」（アビグドール・リーベルマン・インフラ相）などかなり過激な発言も相次いでいる。

こうした過激な発言は別としても、シャロンやその周辺が「アラファト後」を念頭に置いていることは確かだろう。イスラエル紙『ハアレツ』によれば、2001年11月の時点でイスラエルの情報機関はすでに「アラファト時代は終わりに近い」と分析し、シャロンに「アラファト後」を念頭に置いた政策を立案すべきだと提言していた。シャロンはこの見方に基づき、アラファトとの和平交渉再開を真剣に考えていないといわれていた。その後のアラファトとの関係断絶やラマッラーでの「幽閉」、P A施設への激しい軍事攻撃などの一連の状況を見ると、シャロンは自ら手を下さなくても、軍事的な圧力によってアラファト体制が内部崩壊することを狙っているといえるだろう。

(2) 「アラファト後」の展望

では、シャロンらは「アラファト後」をどのように展望しているのだろうか。一般には確定的なアラファト後継者がいないため、集団指導体制となる可能性が高いが、場合によっ

ては武力による権力闘争といった混乱、和平プロセスの完全崩壊もあると見られている。しかし、シャロンらの見方はもっと楽観的なようだ。

これについての一定の答えは、リクードなど右派の源流である修正主義シオニズムの指導者だったウラジミール・ジャボティンスキーの思想に見出すことができるだろう。ジャボティンスキーはパレスチナ・アラブ人は彼ら独自のアイデンティティを持っており、それ故、彼らが集団として生き残る問題、すなわち土地の領有権問題に関しシオニズムと妥協することはないというきわめて悲観的な考えを持っていた。しかし、この悲観的な考えは一方で、もしシオニズム運動が成功裏にユダヤ人の政治体制をパレスチナに樹立することができれば、パレスチナ人はユダヤ人国家の支配を甘んじて受けるようになるというかなり身勝手な楽観論に転換する。ジャボティンスキーによれば、「我々（ユダヤ人）とパレスチナ・アラブ人が自発的に（和平）合意に達すると夢想することはできない」のだが、他方で「エレッツ・イスラエル（イスラエルの地）における平和は、ユダヤ人がマジョリティとなった時、ないし（パレスチナ）アラブ人が一定の解決は必然的で不可避だと悟った時に達成される」としている。この場合の「平和」や「解決」はもちろん、エレッツ・イスラエル全土にユダヤ人国家が樹立されることが前提となっていた。

こうした考えは、シャロンが国防相を務めていた80年代初めにおける西岸・ガザ政策にもそのまま反映されていた。78年にイスラエルとエジプト間で結ばれたキャンプ・デービッド合意は、パレスチナ問題に関し西岸・ガザにおけるパレスチナ人の自治体制樹立をうたっていた。これに対しPLOを中核とするパレスチナ側は強く反発したが、イスラエルは西岸・ガザ内の親PLO分子を徹底的に弾圧するとともに、イスラエルに協力的な姿勢を見せる指導者からなる新政治勢力「村落同盟」の創設を画策した。この村落同盟創設はイスラエル軍のレバノン侵攻（82年）の軍事目的、すなわちレバノンにおけるPLOの基盤に壊滅的な打撃を与えるという戦略と連動していた。つまり、レバノンでのPLOのインフラを徹底的に叩くことで、西岸・ガザにおけるアラファト指導部の影響力を大きく削ぎ、それに代わる親イスラエル・反PLO勢力を台頭させようとした戦略である。もちろん、こうした期待が実現するはずはなかった。村落同盟は軽火器の支給などイスラエルからさまざまな支援を受けたが、パレスチナ人一般の支持を得ることはできず、政治的には何の役割も果たすことなく2年足らずで消滅した。

こうした失敗の歴史はあるものの、シャロン政権が現在進めている対パレスチナ政策は第二の「村落同盟」を西岸・ガザに作り出す試みといえる。その背後には、ジャボティンスキーの思想にあるように、力で抑えつければ、いずれパレスチナ人の間からイスラエル

の要求ないし条件を受け入れる新しいパレスチナ人の勢力が登場するという奇妙な「楽観論」がある。

もちろん、シャロンに代表されるような右派の「楽観論」がイスラエル政治のすべてを占めているわけではない。ペレスやイスラエル労働党のハト派は依然としてアラファトとの和平達成の必要性を主張している。しかし同じ労働党内でも、2001年12月末に党首に選出された国防相のベンヤミン・ベンエリエゼルは、次期政権を狙って「アラファト後」を視野に入れた新しい和平プランを作成中であり、パレスチナ側の新しい世代（注7）との関係を拡大していると報じられている。

5. おわりにーパレスチナ国家樹立の具体化を

和平プロセスをめぐる現在の危機の背後にある最大の要因は、パレスチナ人の現状に対する強い不満や絶望感にある。このことはパレスチナ人の意識の変化にも如実に現れている。表はオスロ合意および自爆テロに対する支持／反対についてのパレスチナ人の意識調査の結果だが、2001年9月以降、オスロ合意への反対が6割を超え、自爆テロに関してはもともとは少数だった支持が今や反対をはるかに上回っている。オスロ合意から9年近く、暫定自治の開始から8年近くがたったにもかかわらず、独立国家樹立の道筋はまったく見えず、飛び地状に分断され、経済状態がきわめて悪い自治区に押し込められている現状が、こうしたパレスチナ人の意識の変化をもたらしている。

表 パレスチナ人の意識調査結果

オスロ合意に対する支持（％）

	2000.6	2001.9	2001.12
強く支持	7	2	4
ある程度支持	51	28	27
ある程度反対	20	36	33
強く反対	16	26	30

自爆テロに対する支持

	99.3	2001.9	2001.12
支持	26	85	75
反対	67	10	22

（出所） Jerusalem Median and Communication Center

一方、シャロン政権は「アラファト後」に「親イスラエル勢力」が登場するという期待を持ってPAに対する軍事的圧力を強めているが、これはかなり身勝手な楽観論でしか

い。また、和平交渉が再開された場合、シャロンらがパレスチナ側に提示するといわれている提案は、現状の長期凍結である。すなわちパレスチナ自治区を現状の分断状態のまま「独立国」とし、10年から15年の暫定期間を設けるという構想だ。だが、かつての村落同盟と同様、こうした「和平構想」を受け入れる勢力がパレスチナ側に登場する可能性はまったくくない。

オスロ合意以降の和平プロセスの構造的な問題はすでに論じたように、国家と非国家という非対称的な関係から派生している。この非対称性が安全保障・治安問題での協力を不可能にし、相互不信を拡大し、さらに治安問題を悪化させるという悪循環を生み出している。ブッシュ政権は同時多発テロ事件後、パレスチナ問題へ積極的に関与する姿勢に転じたが、パウエル提案に見られるように、仲介工作の主目標は武力対立の停止であり、危機をもたらしている状況を根本的に打開しようとするものではない。その意味では紛争管理的な側面が強く、紛争解決のための具体的な構想を打ち出したものではない。

結局、現在の危機を打開するために最も必要なことは、国際社会が非対称的な関係を早急に解消することを目指し、積極的に介入することである。そのためには国際社会がパレスチナ独立国家のあり方を具体的に示し、国連安保理決議を成立させるなどパレスチナ国家樹立に向けた積極的な後押しをする必要がある（注8）。国際社会がパレスチナ国家の具体的なあり方を示す指標となるのは、2000年から2001年にかけて行われた最終地位交渉の内容であろう。最終地位交渉で実際に何が議論されたかは公表されていない。しかし、関係者らの証言はかなり報道されており、境界（領土の分割や入植地問題でもある）、エルサレム、安全保障措置、パレスチナ難民の四つの領域でかなり突っ込んだ協議が行われたことは事実だ。一連の交渉で何が議論されたかを再構築し、その中で合意可能だった諸点、不可能だった諸点を整理しなおし、それに基づいた提案を国際社会が提示することは十分可能であろう。

中東和平プロセスはまさに崩壊の危機に瀕している。しかし、だからといってこれまでの和平プロセスがすべて失敗で無意味であったわけではない。むしろPAの樹立、最終地位をめぐる具体的な交渉など、イスラエルとパレスチナ側の関係は和平プロセス開始以前とは質的にまったく異なっている。さらにいえば、90年代の和平プロセスは、主として70年代以降に生じた現実主義を基盤とした中東の構造的な変化によって生み出されたものであり、その流れは不可逆的だ。ただ、一連の和平プロセスが決定的な成果を生み出していないことは事実で、その構造的な要因も明らかだ。日本を含む国際社会の積極的な介入が求められる。

- 1 Yezid Sayigh, “Arafat and the Anatomy of a Revolt,” *Survival*, Vol.43, No.3, Autumn 2001, p.59.
- 2 正式名称は「ガザ地区及びエリコ地区に関する合意」。
- 3 正式名称は「西岸及びガザ地区におけるイスラエル・パレスチナ間の暫定合意」。
- 4 Joseph Alpher, “Security arrangements for a Palestinian settlement,” *Survival*, Vol.34, No.4, Winter 1992-93, pp.49-67.
- 5 Ahmad S. Khalidi, “Security in a final Middle East settlement: some components of Palestinian national security,” *International Affairs*, Vol.71, No.1, January 1995, pp.1-18.
- 6 エジプト・イスラエル間ではシナイ半島における監視システムや兵力制限、国連の平和維持部隊（UNEF II）の展開などがあつた。一方、イスラエル・シリア間ではやはり国連の平和維持部隊（UNDOF）が展開された。
- 7 予防治安局の西岸責任者ジブリル・ラジューブや同ガザ地区責任者マフムード・ダハラーンとの関係を強化しているといわれる（Haaretz, インターネット版、2002年1月10日付け）。
- 8 こうした議論は元近東・南アジア担当国務次官補のリチャード・マーフィーも行っている。Richard Murphy, “The UN Security Council Should Require a Palestinian State,” *International Herald Tribune*, August 15, 2001, p.6.また、視点は異なるが同様の議論は以下にも見られる。Henry Siegman, “Israel: Security Means Leaving the Territories and Settlements,” *International Herald Tribune*, August 28, 2001, p.6.

【追記】2002年2月、EU（ヨーロッパ連合）は外相理事会で独自の中東和平提案を提示することを決定した。最終的な提案はまだ作られていないが、「パレスチナ国家樹立を交渉の出発点とする」とするフランス提案が基礎になるとされている。また、これまでの交渉内容を基本にしたパレスチナ国家樹立を含む和平提案を提示すべきだという本稿の議論と同様な提言を、ブレジンスキーが述べている。（Zbigniew Brezezinski, “Wanted: A U.S. Blueprint for a Middle East Peace,” *International Herald Tribune*, January 18/19, 2002, p.4）